

福島県 教育新聞

発行人 福島県教職員組合
発行所 福島市上浜町10-38 電話024-522-6141
〔定価一部 20円〕
編集・責任者 瀬戸 禎子
e-mail: ftukyoso@poplar.ocn.ne.jp
http://www.f-t-u.or.jp
(この購読料は組合費に含まれています。)

教職員共済

突然の

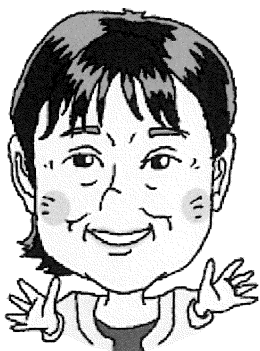
「死亡・入院」

特定の病気に備え

団体生命共済・医療共済



2022年度 県教組新体制スタート!



中央執行委員長
せと ていこ
瀬戸 禎子

「学校の働き方改革」が大きく取り上げられ、*給特法7条が改正されてから、2年が経過しました。私たちの職場である学校も大きく変化しなければならない時期が到来しています。しかし、新型コロナウイルス感染予防対策の対応と重なってしまい、市町村やそれぞれの学校でなかなか進んでいないのが現状です。コロナ禍で通常業務以外の業務が増え、県教委の勤務実態調査でも、時間外勤務時間がなかなか削減できない実態が浮き彫りとなりました。

このような動きに対して、私たち教職員はスクラムを組んで自らの生活を守っていかなければなりません。個人のつばやきは大切ですが、教職員の意思を大きなうねりとして、社会に投げかけていく必要があります。これができるのは、県教組だけです。混沌とした状況を乗り切るためには、教職員が連帯し、知恵を出し合っていくことしか方法はありません。県教組活動の価値はこれまで以上に高まっています。組合員であることに共に胸を張って、私たちの権利をまもり、活かすために、組織の強化・拡大をすすめましょう。

※1972年に施行された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」を略して「給特法」といいます。



副中央執行委員長
きくち
菊池ゆかり



書記長
まつした かずひろ
松下 和史



書記次長
よしだ じゅんいち
吉田 純一



女性部長
あおと ゆうこ
青砥 裕子



青年部長
えんどう きよりの
遠藤 聖典



中央執行委員
おしべ いつや
押部 逸哉



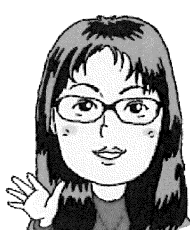
中央執行委員
いしかわ けんじ
石川 謙二



中央執行委員
たかはし つばこ
高萩志津子



監査委員
あかし えいこ
明石 栄子



監査委員
いとう みなこ
伊藤美奈子



監査委員
すずき ひろあき
鈴木 浩行

教え子を戦場に送るな!
民主教育を創造しよう!

ワークライフバランスが
実現する職場づくりを!

「春闘」って何? → 「私たちの働き方について声をあげる場」です。

2月になるとテレビでよく聞く「春闘」ですが、私たち教育職場で働く労働者には、あまりなじみがありませんよね。労働組合のナショナルセンターである連合では、「春季生活闘争」を正式名称としています。多くの企業にとって新年度となる4月に向けて、労働組合が労働条件について要求し、使用者（経営者）と交渉し賃金や勤務労働条件について決定することをいいます。大手企業を中心に、労働組合が企業に要求を提出するのが2月、企業からの回答が3月頃であることから、「春闘」と呼ばれているのです。

では、私たち公務員はどうなるのでしょうか。実は、公務員の労働組合でも、それぞれが当局（県教組は県教委）に対して要求書を提出し、春闘の交渉をしています。今年度は、4月27日(水)に県教委交渉を実施します。新型コロナウイルス感染予防対策のため、今年度も専従役員と各支部代表者で交渉にのぞむ予定です。様々な要求事項について、現場の実情と改善策を訴えてきます。

2022春闘の重点要求

働き方改革

- ・「多忙化解消アクションプラン II」の実効化
- ・校務支援ソフトの導入と改善
- ・長時間労働の解消



再任用と定年延長

- ・現行再任用制度の賃金、労働条件の改善
- ・2023年度からの定年延長に伴う賃金・勤務労働条件の整備

教職員人員増・採用

- ・代替者・補充者配置のための予算措置と完全配置
- ・スクール・サポート・スタッフの全校配置
- ・福島県の教職員確保のための具体策やインセンティブ
- ・事務職員、栄養職員の受験年齢の引き上げ

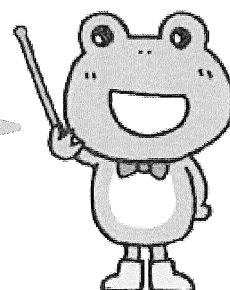
休暇制度

- ・子育て休暇の拡充
- ・家族休暇の新設
- ・出生サポート休暇（不妊治療のための休暇）の拡大
- ・看護・介護を長期間行い、復職が補償される休暇制度の新設



こんなことも要求しています！

- ・賃金及び一時金引き上げ
- ・事務職員、栄養職員の賃金改善
- ・各種手当ての見直し
- ・全国学力・学習状況調査・ふくしま学力調査の中止
- ・臨時的任用職員・任期付職員・会計年度任用職員の勤務労働条件の改善



気になる! これどうなるの?

教職員を取り巻く環境が日々変化しています。組合員から寄せられている質問について、現在どのような動きになっているのか、現段階での状況をお伝えします。

教員免許更新制が7月に廃止へ

政府は、2月25日の閣議で「教員免許更新制」を廃止するとともに、「新たな研修制度」を設け、教育委員会に対し、教員ごとの研修記録の作成を義務づける改正案を決定しました。

今国会でこの法案が可決・成立される見通しで、衆議院文部科学委員会で4月1日から審議が開始されています。日教組の瀧本中央執行委員長も参考人として意見を述べています。2022年7月1日以降に有効期限を迎える免許を持つ教員は、講習の受講や更新の手続きが不要になる予定です。

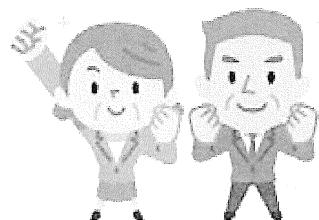
- ・有効期限 2022年6月30日まで …… 免許更新が必要
- ・有効期限 2022年7月1日以降 …… 免許更新の必要なし

「教員免許更新制」は廃止となりますが、改正案にある「新たな研修制度」は内容を見ると問題点が山積しています。県教組では、今後、問題点を十分に検証し、各関係機関への働きかけを行っていきます。

定年引上げは2023年度から

昨年4月に「国家公務員の定年を段階的に引き上げる国公法等一部改正法案」が成立し、地方公務員にも適用されました。今後は、各都道府県の条例改正が行われ、2023年度から段階的に定年が引き上げられます。

- 1963年度生まれ …… 61歳定年
- 1964年度生まれ …… 62歳定年
- 1965年度生まれ …… 63歳定年
- 1966年度生まれ …… 64歳定年
- 1967年度生まれから …… 65歳定年



定年が延長になると、給料は60歳時の70%が支給されることは決まっていますが、その他の手当や勤務労働条件については、今後当局（県教委）と組合との交渉事項となります。現行の再任用制度では、現役教職員と同じ働き方が求められているのが現状です。定年が延長になっても働き続けられる職場環境を整備していくことが大切です。県教組では、再任用組合員の声を集め、今後の交渉に生かしていきたいと思っています。

休暇制度は?

- 2022年1月から取得できるようになった「出生サポート休暇」。不妊治療のための休暇です。5日間取得できます。治療内容によっては、さらに5日間取ることができます。(1日または1時間単位で取得可)
- 年度始めは、自分のお子さんの入学式等で「子育て休暇」を取られることも多いかと思います。1時間単位で取得できます。対象の子が2人以上の場合は、10日間取得できます。
- 働き方改革の一環で、計画的に年次有給休暇（年休）を取得する職場が増えてきました。会議や行事がない日は、リフレッシュのために年休を取ってみたいと思います。

県教組中央執行委員新メンバー紹介

